

自然再生推進法(略称:なし)

(平成14年法律第148号)(公布日平成14年12月11日)(平成15年1月1日施行)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC1000000148/>

e-Gov (施行令):なし

e-Gov (施行規則): <https://laws.e-gov.go.jp/law/415M60001A00001/>

〈平成15年4月1日施行〉(平成15年農林水産省・国土交通省・環境省令第1号)

環境省HP: <https://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/gaiyo.html>

この法律は、過去に損なわれた自然環境を再生するために、基本理念、具体的手順等を定めた法律で、自然再生事業を実施する者に適用されます。

<法律の骨格>

- 政府は「自然再生基本方針」を策定する【第7条】。
- 自然再生事業を実施しようとする者(実施者)は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家、土地の所有者等の地域の多様な主体が参加する「自然再生協議会」を立上げ【法8条】、全体構想を作成し【第8条】、さらに実施計画を作成し、主務大臣ヒ管轄する都道府県知事に送付【法9条】する。
- この法律には罰則はありません。

条項	条文	種類
第1条	(目的) この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。	目的
第2条第1項	この法律において「 自然再生 」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第七号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。	定義
第2条第2項	この法律において「 自然再生事業 」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。	定義
第2条第3項	この法律において「 土地の所有者等 」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。	定義
第3条第1項	(基本理念) 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。	基本理念
第2項	2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。	
第3項	3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。	
第4項	4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。	

第5項	5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。	
第5条	（実施者の責務） この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者（河川法（昭和39年法律第167号）、港湾法（昭和25年法律第218号）その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。）は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。	責務 （実施者）
第7条第1項	（自然再生基本方針） 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。	義務 （政府）
第8条第1項	（自然再生協議会） 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。	義務 （実施者）
第8条第2項	協議会は、次の事務を行うものとする。 1 自然再生全体構想を作成すること。 2 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。 3 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。	—
第9条第1項	（自然再生事業実施計画） 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。	義務 （実施者）
第9条第5項	実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令 ^{解釈上の注釈1} で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。 （解釈上の注釈1）施行規則第2条。引用省略。	義務 （実施者）
第10条	（維持管理に関する協定） 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。	権限付与 （実施者）